

太田市女性活躍推進特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の規定により太田市女性活躍推進特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、及びその推進を図るため、太田市女性活躍推進特定事業主行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行動計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職等にある者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画の計画期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は企画部副部長の職にある者を、副委員長は人事課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職等
企画部副部長
人事課長
市民そうだん課長
こども課長
消防総務課長
教育総務課長
議会総務課長
選挙管理委員会事務局課長
監査委員事務局次長
公平委員会事務局次長
固定資産評価審査委員会事務局次長
農業委員会事務局次長
職員団体が推薦した職員2人
公募により選出された職員4人